

# 長野市認可外保育施設保育料軽減事業について

## 1 目的

長野市では、子どもを産み育てたい子育て世代を支援するため、低所得世帯及び多子（子どもが2人以上）世帯の保育料を軽減します。

## 2 軽減対象

次のすべての要件を満たす子どもが対象となります。ただし、幼稚園、保育所等の認可施設や幼児教育・保育の無償化と重複しての軽減はできません。

- 長野市内に住所を有し、かつ居住している3歳未満の子ども
- 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たすものに限る。）※1を利用している子ども
- 保護者が保育の必要性※2に常態として該当していること

※1 利用施設が認可外保育施設指導監督基準を満たすかどうかは、施設に確認してください。

なお、企業、病院等の事業所に設置され、専らその従業員等の乳幼児の保育を目的とする施設を除きます。ただし、企業主導型保育事業の共同利用枠の利用は対象となります。

※2 保育の必要性の確認前や有効期間経過後の施設利用に係る保育料については、軽減対象となりません。

## 3 保育の必要性

保護者（両親）の双方が次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当することが必要です。保育の必要性の確認は、認可保育施設を利用する際の市の認定と同様の手続きとなります。

◆表1 保育を必要とする理由と適用条件等

保育を必要とする理由 (注1)	内容（適用条件）	有効期間	必要書類 (注3)
就労	子どもの保護者が1か月あたり64時間以上の就労を常態としていること	満3歳に達した年度の末日まで	・就労証明書 <sup>所定様式</sup>
妊娠、出産	子どもの保護者が妊娠中であるか、または出産後間もないこと	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで（注2）	・母子手帳の写し
保護者の疾病、障害	子どもの保護者が病気、負傷、心身に障害があること	就労に同じ	・診断書 <sup>所定様式</sup> または障害者手帳（身体4級以上）等の写し
災害復旧	火災、風水害、地震などによる復旧の間	災害復旧が完了すると見込まれる日まで	・り災証明書
求職活動（起業準備を含む）	子どもの保護者が求職活動を継続して行っていること	認定の効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで	・求職に関する申立書 <sup>所定様式</sup>
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	子どもの保護者が1か月あたり64時間以上就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしていること	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで	時間割（カリキュラム）表と次のいずれかの書類 ・在学証明書または学生証 ・公共職業安定所発行の指示書等
虐待やDVのおそれがあること		就労に同じ	
その他市長が認める理由	別居をしている介護・看護が必要な祖父母がおり、子どもの保護者がいつもその祖父母の介護・看護にあたっていること	就労に同じ	介護・看護に同じ

・注1 育児休業中は家庭での保育が可能と判断できるため、育児休業は保育を必要とする理由に該当しません。

・注2 保護者の希望により出産（予定）月を含まない3か月以内を限度として延長することができます。

・注3 利用施設が認可外保育施設指導監督基準を満たす施設であれば利用施設でお渡しができます。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

## 4 軽減額

次の世帯区分等に応じ保育料を軽減します。

◆表 2

世帯区分	きょうだい カウント	軽減額
市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯※1 (ひとり親世帯等※2)は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満)	第 1 子	保育料の半額 (月額上限 21,000 円)
	第 2 子以降	保育料の全額 (月額上限 42,000 円)
市町村民税所得割課税額 57,700 円以上の世帯 (ひとり親世帯等※2)は市町村民税所得割課税額 77,101 円以上)	第 2 子以降	保育料の全額 (月額上限 42,000 円)

※1 市町村民税が非課税の世帯は幼児教育・保育の無償化の手続きをしてください。

※2 ひとり親世帯等には在宅障害児(者)と同居している世帯を含みます。

### ①市町村民税所得割課税額

父母の市町村民税所得割課税額の合計額をいいます。4月から8月分までの軽減額の算定にあたっては前年度分の、9月から3月分までの軽減額の算定にあたっては当該年度分の市町村民税の課税額を用います。なお、未申告等により税額が不明の場合は軽減を受けることはできません。

### ②きょうだいのカウント方法

第1子、第2子等のきょうだいのカウント方法は、保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから順にカウントします。よって保護者と生計を一にしていれば兄弟の年齢や収入は関係ありません。次の場合の兄・姉はいずれもきょうだいカウントに含まれます。

- ・別居している大学生（常に生活費や学費等の送金が行われている場合）
- ・同居している兄弟が就労している場合

### ③保育料

保護者が契約等により認可外保育施設の設置者に対して支払うこととされている費用をいいます。ただし、幼児教育・保育の無償化同様に日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等実費徴収分は補助対象になりません。

なお、月極めか一時的かといった利用形態や月途中入退所により保育料を日割り計算したかに関わらず、軽減の対象となります。

④軽減額は次の場合、日割りによって計算した保育料の半額または全額となります（各世帯区分・きょうだいカウントに応じた月額上限内）。

- ア 月途中で保育の必要性の認定期間が終了する、または開始される場合
- イ 月途中で市町村間の転出入があった場合

## 5 軽減の手続きと軽減方法

### (1) 調書等の提出

年度ごとに次の書類を利用施設に提出してください。

#### ①長野市認可外保育施設保育料軽減措置に関する調書

#### ②就労証明書等の「保育を必要とする理由を証明する書類」（表1参照）

軽減の対象となるのは、調書等を提出し保育の必要性の確認ができたところからとなりますので、提出が遅れた場合、軽減額が減額または受けられない月が生じる場合があります。

なお、次の場合で既に保育を必要とする認定を受けていて、認定内容に変更がない場合は、調書等の提出で、就労証明書等の提出は必要ありません（認定の有効期間内に限る）。

ア 認可保育施設へ申し込みをしたが入所保留となっている子ども

イ 企業主導型保育事業の地域枠を利用して現に教育・保育給付認定を受けている子ども

ウ 幼児教育・保育の無償化で対象子どものきょうだいが現に施設等利用給付認定を受けている子ども

※同一世帯に身体障害者手帳等の交付を受けている方がいましたら、手帳の写しを添付してください。

### (2) 世帯の構成や保育を必要とする理由等に変更があった場合

氏名、住所、世帯構成、保育を必要とする理由等に変更が生じた場合は、変更の届出をしてください。

#### ①軽減額が変更となる要因

- ・保護者の離婚や結婚
- ・同一世帯の方が身体障害者手帳等の交付を受けた場合や同居していた兄が婚姻等により別居

#### ②軽減が受けられなくなる事例

- ・勤務先を退職、育児休暇を取得した場合などで、保育を必要とする理由に該当しなくなった
- ・長野市外に転出

### (3) 軽減方法 利用施設に確認してください。